

平成28年1月18日

### 迷惑行為防止重点地区の指定について

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定する。

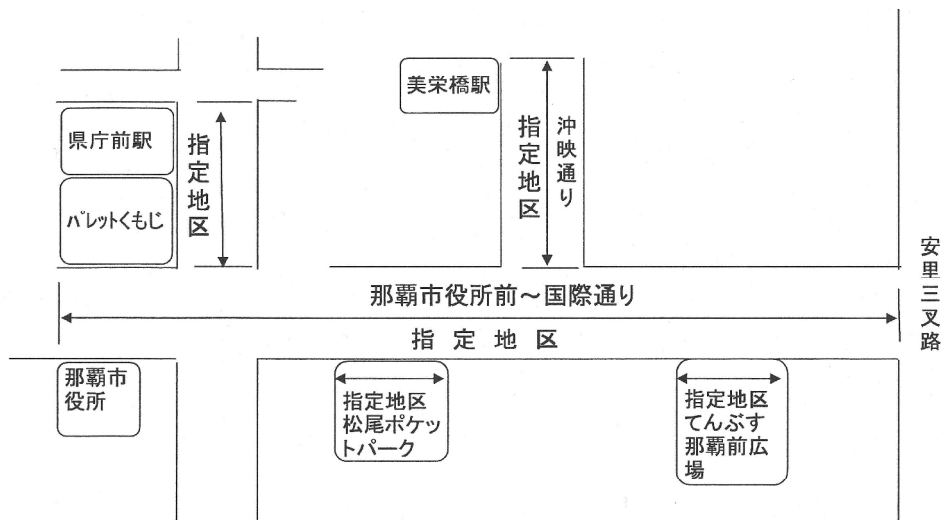
那覇市長 城間 幹子

#### 1. 指定する重点地区の名称及び区域

- (1) 県道39号線（那覇市役所前～国際通り）
- (2) 県道42号線の一部（モノレール県庁駅前）
- (3) 市道 牧志中央線の一部（沖映通り）
- (4) 市道 牧志壺屋線の一部（てんぶす那覇前広場）

※ 松尾ポケットパーク、てんぶす那覇前広場を合わせて指定する。

※ 下図参照



国際通り+沖映通り+パレットくもじ前通り2,430m

#### 2. 指定年月日

平成28年1月18日